

他市区町の自治基本条例等における「市民」の定義

条例名	施行日	市民・町民・区民の定義
ニセコ町まちづくり基本条例	H13.4.1	町民の定義なし
杉並区自治基本条例	H15.5.1	区民 区内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。
富士見市自治基本条例	H16.4.1	市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
多摩市自治基本条例	H16.8.1	市民 市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。
久喜市自治基本条例	H17.3.1	市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で事業を営み、又は活動するものをいう。
「文の京」自治基本条例	H17.4.1	区民等 区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者をいう。 区民 区内に住む人、働く人及び学ぶ人をいう。
大和市自治基本条例	H17.4.1	市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう。
八戸市協働のまちづくり基本条例	H17.4.1	市民 市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する個人をいう。
矢祭町自治基本条例	H18.1.1	町民の定義なし
三鷹市自治基本条例	H18.4.1	市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。
平塚市自治基本条例	H18.10.1	市民 市の区域内において居住する人、働く人、学ぶ人、事業を営む者、活動する団体等をいいます。
多治見市市政基本条例	H19.1.1	市民の定義なし
北川辺町自治基本条例	H19.9.1	町民 北川辺町内に在住、通勤、又は通学する者及び町内で事業を営み、又は活動するものをいう。
日進市自治基本条例	H19.10.1	市民 市内に居住する者又は市内で学ぶ者、働く者、事業を営むもの若しくは活動を行うもの等をいいます。
熊谷市自治基本条例	H19.10.1	市民 市内に住み、若しくは市内で働き、学び、若しくは活動する人又は次号に規定する事業者をいいます。